

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 岡山県久米郡美咲町藤原468番地の7

氏名 有限会社久米産業

代表取締役 有本 英輔

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

大分県知事 広瀬 勝貞



許可の年月日 令和2年8月28日

許可の有効年月日 令和7年8月27日

1. 事業の範囲

事業の区分

収集運搬 積替え又は保管行為を含まない 以下余白

特別管理産業廃棄物の種類

感染性産業廃棄物

廃PCB等（低濃度PCB廃棄物に限る。）

PCB汚染物（低濃度PCB廃棄物に限る。）

廃石綿等

廃油

（揮発油類、灯油類及び軽油類並びにベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロペン、1・4-ジオキサンを含むことのみにより特定有害産業廃棄物となるものに限る）

廃酸

（水素イオン濃度指数2.0以下のもの並びに水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、セレン又はその化合物、チウラム、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロペン、シマジン、チオベンカルブ、ダイオキシン類、1・4-ジオキサンを含むことのみにより特定有害産業廃棄物となるものに限る）

廃アルカリ

（水素イオン濃度指数12.5以上のもの並びに水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、セレン又はその化合物、チウラム、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロペン、シマジン、チオベンカルブ、ダイオキシン類、1・4-ジオキサンを含むことのみにより特定有害産業廃棄物となるものに限る）

銻さい

（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物を含むことのみにより特定有害産業廃棄物となるものに限る）

燃え殻

（カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ダイオキシン類を含むことのみにより特定有害産業廃棄物となるものに限る）

ばいじん

（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ダイオキシン類、1・4-ジオキサンを含むことのみにより特定有害産業廃棄物となるものに限る）

裏面

汚泥

(水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、セレン又はその化合物、チウラム、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロペン、シマジン、チオベンカルブ、ダイオキシン類、1・4-ジオキサンを含むことのみにより特定有害産業廃棄物となるものに限る)

(以上11種類に限る。)

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ(積替え又は保管を行う場合に限る)

積替え又は保管行為を含まない。

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成27年8月28日	特別管理産業廃棄物収集運搬業許可
平成28年1月14日	変更届(運搬施設)
平成28年9月16日	変更届(運搬施設)
平成30年1月29日	変更届(使用人、運搬施設)
平成30年7月24日	変更届(運搬施設)
平成30年8月20日	変更届(役員)
平成30年10月22日	変更届(役員)
令和元年5月27日	変更届(運搬施設)
令和2年1月14日	変更届(運搬施設)
令和2年8月28日	特別管理産業廃棄物収集運搬業更新許可

5. 積替え許可の有無
市名

有・無
許可番号

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

無